

○うるま市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

平成17年4月1日

告示第51号

(目的)

第1条 この告示は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）が就労等に伴い自動車を取得する場合その自動車の改造に要する経費を助成することにより身体障害者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、本市に住所を有する上肢、下肢又は体幹機能障害者であって次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置の一部を改造する必要がある者
- (2) 申請日の属する年の前年（1月から6月までの間に申請を行う場合は、前々年）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に定める額を超えない者
- (3) これまでに本市又は他市町村等で自動車改造に係る助成を受けたことがない者又は当該助成金の申請が、前回の申請日から起算して5年を経過している者（ただし、交通事故及び災害等やむを得ない事由により改造の必要があると市長が認めた者を除く。）

(助成額)

第3条 この事業の助成に要する経費は、予算の範囲内とし、助成額は、操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費とする。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

(申請)

第4条 自動車改造の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自動車改造費助成申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、福祉事務所長（以下「所長」という。）に申請するものとする。

- (1) 改造を行う業者（以下「改造業者」という。）の改造見積書（改造の箇所及び経費明細書等、必要に応じて図書等）
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) 身体障害者手帳の写し
- (5) その他所長が必要と認める書類

(決定及び通知)

第5条 前条の規定により申請書の提出があったとき、所長はその内容を審査し、自動

車改造費助成の適否を決定する。

- 2 所長は、自動車改造費助成を行うことを決定した場合は、自動車改造費助成決定通知書（様式第2号）及び自動車改造費助成券（様式第3号。以下「助成券」という。）により申請者に通知する。
- 3 所長は、自動車改造費助成しないことを決定したときは、自動車改造費助成不承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の支払等）

第6条 前条第2項の規定により助成券の交付の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、速やかに改造業者に助成券を提出し、申請に係る自動車の改造を依頼しなければならない。

- 2 前項の規定により助成決定者から依頼を受けた改造業者は、改造が完了したときは、助成券に必要事項の記載及び助成決定者の確認を受け、次の書類を添えて所長に助成金を請求するものとする。

（1） 請求書

（2） 自動車の改造前後の写真

- 3 所長は、前項の規定により提出された自動車改造費助成券の内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成決定の取消し及び返還）

第7条 所長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消し、自動車改造費助成金交付決定取消通知書（様式第5号）により助成決定者に通知するものとする。

（1） 偽りその他不正な手段により助成を受けたとき。

（2） 自動車の改造が完了する前に市外へ転出したとき。

（3） 自動車の改造が完了する前に死亡したとき。

- 2 所長は、前項の規定により助成金の交付決定が取り消された場合において、既に助成金の交付がされているときは、自動車改造費助成金返還通知書（様式第6号）により、期限を定めて、助成決定者に対し助成金の返還を求めることができる。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行について必要な事項は、所長が別に定める。